

令和5年1月10日（火）開催

令和4年度  
第10回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

## 第10回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年1月10日（火）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男  
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案 件  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
議案 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について  
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について  
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について  
議案 第4号 横浜町農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則（案）について

### 8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長           それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年1月4日に招集告示致しました令和4年度第10回農業委員会定例総会を開会致します。  
皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。  
本日、出席されている農業委員は全員ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また農地利用最適化推進委員より2名出席されております。  
初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉       （～会長あいさつ～）

事務局 秋田 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

8番 沖津由藏 委員、9番 澤谷政夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、1ページをお願い致します。

農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続3件の23筆、面積57,483㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、2ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は令和4年12月26日(月)に、農業委員6番秋田委員及び農地利用最適化推進委員の濱辺委員と濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は1件であります。申請内容は〇〇〇となっております。申請人は〇〇〇〇したいとのことです。申請地は〇

〇〇〇となっております。本来、協定期間中の除外はやむを得ない場合でない限り遡って交付金の返還となるのですが、今回は農業用施設への転用であるため返還とならず協定から除外できるとのことです。除外については、関係担当者と調整済みであります。申請地の位置図は3ページでございます。参考として別紙の土地利用計画図等もお配りしております。現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告お願い致します。

委員 濱谷 (現地調査結果報告)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第1号は許可相当とすることに決定致します。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは、4ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明いたします。今回の申請は3件の12筆で、農地中間管理機構を活用する計画でございます。まず番号1は、以前基盤強化法による利用集積計画で利用権設定期間が満了したため、農地中間管理事業へ切替え、再設定するものであります。貸借期間は10年で全て畑として利用し、牧草を作付けしております。番号2は、新規設定となります。貸借期間は5年で全て畑として利用し、牧草を作付けする計画となっております。

次に、5ページをご覧ください。番号3も新規設定となります。貸借期間は10年で番号3の1のみ畑として利用し、牧草を作付けいたします。番号3の2から3の4は田として利用し、主食用米を作付けする計画であります。申請地の位置図は6ページから9ページでございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 秋田 10ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、ご説明いたします。今回の申請は1件の1筆で、同法にて利用権設定しておりましたが、期間満了となり再設定するものであります。貸借期間は7年で畑として利用し、ナガイモ等を作付けするとのことです。未相続農地ですが法定相続人からの同意を得ています。申請地の位置図は11ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、議案第4号 横浜町農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則（案）について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 深井 それでは、12ページをお願い致します。

議案第4号 横浜町農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則（案）について、ご説明致します。

（説明内容は総会資料のとおり）

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和4年度第10回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年1月10日（火）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 沖津 由藏 ⑩

議事録署名者 澤谷 政夫 ⑩